

風適法の改正

一、警視庁へ出頭

都営地下鉄有楽町線の桜田門駅、地下一階の改札口を出た時、[ゴォー]という音と共に生暖かい風が重い足取りの私の背中を押してきた。ホームに次の電車が入ってきたようである。

警視庁生活安全課から先週末、電話で出頭要請を受けていた。

子供の頃、悪戯をする度に、母親から「お巡りさんに言いつけますよ！」と脅されていた私にとって、警察は好きなどころではない。足は進まなかった。

平成8年11月18日、月曜日、寒い朝であった。

通路の正面にある案内図により、目的地が4番出口であることを確認し、右に曲がって階段をゆっくりと上って行く。今度は前方から、冷たい風が正面から吹き降ろしてきた。電車が発車したらしい。外はどんよりと曇って、冷たい木枯しが吹いている。足許には枯葉が渦を巻いて纏わり付く。

[ブルッ]と震えた。寒さなのか、それともこれから始まるであろう警察との苛烈な闘いに向かったの[武者震い]なのか。

警視庁は直ぐ左手の建物、桜田通りが晴海通りにぶつかった交差点の左角である。入り口正面の広い石段を左に数段上がったところで…

「どちらに行かれますか！」

突然、二、三段上から誰何された。黒い外套を着て右手に長い警棒を持った若い警察官が行く手を遮った。

咄嗟で急には声が出ない。

「……生活安全課にまいります」

「それでは入って正面の机で受付票を書いて下さい」

受付には制服を着た女性警官が2人、机の前に座り来訪者と応対していた。約束の10時には未だ早いが、住所、氏名、訪問先等を書き提出する。

「担当の者が参りますので、そちらの部屋でお待ち下さい」

左手には15畳程度の待合室があり、周りに椅子が並べられている。既に20人近くの人達が待っている。奥の空いている椅子に座った。何かの事件の被疑者であろうか、それとも弁護士同伴で出頭してきている人達なのか、ヒソヒソと小声で話している。

待つこと15分ほど、もっと長く待たされた気がしたのは警視庁という歴史と権威に圧倒されたのか、それとも初めての経験による不安の為か。

「シノダさん…、篠田 学さんいらっしゃいますか…」

未だ20歳を少し超えたくらいの、若い私服の警察官が呼んでいる。

「ハイ、私ですが…」

「こちらにおいで下さい」

受付の横から奥に向かって歩いてゆく。後ろについて、すぐ右側のエレベーターに乗って上がってゆく。

「こちらで降りて下さい」

案内してくれた若い担当者^{なんとうしや}は、すぐ突き当たりの部屋のドアを開けた。

「どうぞ、お座りになってお待ち下さい…」

と、一番奥の椅子^{ゆびざ}を指差した。必要なこと以外は一言も発しない。

中に入ると直ぐ横に小さなテーブルと椅子(多分、記録を担当する係りの席なのであろう)がある。その奥には、長いテーブルが2卓と椅子が5～6脚向かい合って配置されている。部屋の両側は無論のこと、突き当たりにも窓は無い。テレビのドラマに出てくる取調室と同じ、殺風景な光景が目に飛び込んできた。幅は1間半ほど、奥行きは四間以上もある細長い[鰻の寝床^{うなぎのねどこ}]の様な部屋の奥に腰を下ろし、これから始まるであろう厳しいやり取りを思い描く。[窃盗や詐欺、贈収賄などの破廉恥罪^{はれんちぎ}で呼ばれた訳ではない。私が卑屈^{ひくつ}になったり、臆^{おそ}する事はないではないか！]自分で自分に言い聞かせ、少しでも落ち着くように努める。

10分ほど待たされたのが良かったのか、[矢^やでも鉄砲^{てっぽう}でも持って来い]との気分になってきた。

[トン、トン]と軽くノックをして、50歳前後と思われる私服の警察官が入ってきた。黒に近い濃紺^{のうこん}の少しくたびれた背広に、紺^{あじ}に海老茶^{えびぢや}が少し入った地味なネクタイ、私が想像していた通りの刑事である。背は高くないがガッチリとして色黒、四角な顔、田舎に行けばいくらでも会えると思われそうな真面目で、人の好さそうな親爺^{おやじ}さんである。複数の刑事に尋問^{しんもん}されることを覚悟していたので、多少気が楽になる。

「お忙しい中をわざわざ恐れ入ります」

人当たりも良く、話し方もこちらの気分を悪くさせないところは、さすがと思う。互いに名刺^{なせき}を交換する。佐藤警部補^{さとうけいぶほ}が担当者の名前であった。所轄の中央警察署から既に報告が届いているらしく、私の経歴や現役選手時代の話、渡英留学中の事など、始めは当たり障りの無い雑談^{ざつだん}が交わされていたが、暫時^{せんじ}、話題が途切れた。

私はもう一度部屋を見回した。出入り口は入ってきたときの小さな扉が一つ、被疑者を奥に座らせている限り、この部屋から逃亡^{とうぼう}されることはないであろう。

「これが取調室^{とりしらべしつ}というのですか」と話を繋ぐ。警部補はあわてて…

「いや、取調室はこの奥に別な部屋があります」

これをきっかけに本題に入ってゆくこととなる。

「あなたが新しく移転した教室は、回りに学校や病院・診療所もありませんので申請して戴ければ直ぐに許可証を交付いたしますから、法に基づいて風適法^{ふうてきぽう}の申請^{しんせい}をして戴けませんか…」

「私の考えは、前に所轄^{しよかつ}を通して文書で提出してあります。バレエやジャズ・ダンスと

共に営業してゆく積りですから風適法の許可を取得する積りはございません」

「あなたが風適法の許可を取らないで営業すると、周りへの影響が大きいので困るんですよ…、取得してもらえませんか」

既に半年以上も前から、所轄署と繰り返されてきた問答が再び始まる。

警部補は、以前放送されたNHK教育テレビの私の番組を見たことがあるらしく、国内や諸外国のダンス事情についての話になった。

所轄の中央警察署の担当者もそうであったが、話してみると個人的には私の行動に対する理解もあり、同情をしてくれていることは伝わってくる。それでも、職務としては当然、被疑者・法律に反する者に対する時…となると対応が異なってくるのは、これも仕方が無いことで私にも理解出来る。

今回の発端は、約10ヶ月前に京橋から茅場町にスクールを移転し、風適法の許可証を返上して「風適法外で営業します」と公然と宣言したことにある。その間、何度も所轄署に呼ばれて説得されてきたが拒否し続けてきた。

その結果として今日、警視庁に呼び出されたのであるから、当然警視庁の担当課だけでなく、上部の警察庁から指示が出ているのは確実であろう。担当者としては、仕事とはいえ楽しい事ではなかろう。

都内の全ての警察署を統括するのが警視庁で、他の県の県警にあたる。そして全国の都道府県の警察を纏めるのが[警察庁]である。

各警察署は、法令で定められている事を厳正に執行し、法律に違反している者を捕らえたり、防犯活動の仕事などを行い、法律の改正や難しい案件に指示を出すのは警察庁であるから、所轄の警察署や警視庁の担当者に言っても始まらないことである。しかし、担当の佐藤警部補には申し訳ないが、やはり言わなくては収まらない。

「バレエやエアロビクス、ジャズ・ダンスは良くて、なぜ社交ダンスだけ [風俗営業] なのですか…」

「法律ですから、警察としては守ってもらわないと困るのです」

「ダンスがオリンピックの正式種目にもなるかという今日、それでもスポーツではないと言うのでしょうか」

「現在の法律で決っているので改正されない限り取得して戴かなくてはなりません」

それから言い難そうに、重い口ぶりで次のように続けた。

「今の状態ですと、在宅起訴という訳にはいかないのです逮捕することになります」

「私は、言わば 確信犯 です。例え逮捕され、裁判にかけられて有罪になっても、私は最高裁まで闘うつもりです。憲法で保障されている [何人も法の下に平等である]、との基本的人権に反していると思われませんか」

警部補は有罪になると、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金刑が科せられることなどの説明を始めた。しかし、私にはそんなことは問題ではない、覚悟の上である。

私は、ダンスは風俗ではなくスポーツであることや、風適法の申請に係わる手続きの煩雑さ、その後の管理者講習会、そして何よりも「ブーズク」と言われることによる「対社会的なイメージの低下」など…、警視庁の担当者を相手にこんなことを話しても無駄と分かりつつ、それでも私は一人で話し続けた。

当然ながら、肝心な所になると、話は堂々巡りとなり、先に進まない。担当者としては、上に報告する為にこのままで終わるわけにはいかないことも判る。

「それでは、上申書として先生の思っていることを書いて戴けませんか」と言って、持参していた白紙と鉛筆を私の前に出した。部屋に入って来る前から用意してあったものに違いない。そして、いつの間にか「あなた」が「先生」に変わっていた。

「今、ここで書くのですか…」

私は少し考えてから言った。

「文章にすることは後に残るものですから、ここで書くのは遠慮させて戴きます。1週間だけ猶予を下さい。必ず警部補さん宛てにお送りいたします」

取調べとは言えないような会話は、1時間ほどで終わった。最初から結果は判っていても逮捕する前の、「手続きの一つ」だったのかもしれない。

佐藤警部補は若い警察官を呼ばずに、自分で1階の受付まで私を送ってくれた。

外に出ると、風は相変わらず強いが、少し薄日が差してきた。

晴海通りの向こう側、皇居の白い壁が土手の松林に映えて輝いている。

桜田門交差点を皇居に向かって歩いて渡る。以前は警官が門の前に立っていたのであるが、今は晴海通りに沿って出来た交番に居て、お濠を渡った桜田門には誰もいない。その先を直角に右に曲がると大きく立派な門がもう一つあり皇居外苑に続く。そこから左、左と曲がると、左側に二重橋が見えてくる。

お濠には200羽以上の鴨と、白鳥が3羽 悠然と水に浮かんでいた。時々頭から水面下に潜るのは小魚を捕食しているのだろうか。

こんな暇はない。国家権力の象徴とも言うべき警察との闘いは始まっているのだ。覚悟していたとは言え、面と向かって「逮捕する」と脅かされては私としても準備をしなければなるまい。

再び、地下鉄と京葉線を乗り継ぎ、浦安の自宅に急いだ。

それから1週間、忙しい日々が続いた。

3日間かけて、佐藤警部補宛ての「上申書」を書き終わった。何時逮捕されてもよい様に、主だったダンス業界の指導者や知り合いの政治家に対する支援を要請する文書も書いた。

当時、私は、東部総局の副局長として、幕張メッセでの「スーパージャパン選手権」

の実行委員長を務めていた。

大会を盛り上げ、またマスコミに取材して貰う為に、[全日本ジュニアダンス選手権] や [車椅子ダンス世界選手権] を新たにこの大会に導入することを試みていた。そこで知り合った新聞社や雑誌社、テレビ関係者、そして海外通信社のリストを整理して、[何故ダンスが風適法] との資料を送付すべく作成に取り掛かった。

NHK教育テレビの番組を担当していた時に取材を受けた方を含めて、テレビ局10数社の社会部を始め、21の新聞社、74の雑誌社など宛先は100社を超えた。

平成10年春、開催予定の [車椅子ダンス世界選手権大会] の取材で来日するであろう、外人記者に対する英文の説明資料も準備しなければならない。

全面対決となれば当然、相手の嫌がることや弱点を突かなければならないのだ。

「私が逮捕された時は、次のリストの方々に資料をコピーして送って下さい」

と記して、机の上に纏めておいた。

妻には一切話さず、準備を進めていった。

当時、ゴルフ会員権を一つ売却したのが殆ど手付かずで手許にあった。未だバブルの崩壊が始まる前に、800万円で知人から購入したものが、1,200万円で売ることができたのだから幸運だった。もう2~3年後だったら2~300万円に値下がりしていた筈であった。

裁判費用に充てる為に持っていた訳ではなかったが、しばらくは弁護士費用に充当できるであろう。

何時逮捕されても良い。下着類や洗面道具も纏めて身の回りの整理は完了した。

この日の来ることは1年前から考え続けていて、予測されていたことではあった。いや、30年以上前から、と言ってもよい。

私たちが自分たちのスクールを開設したのは、昭和40年(1965年)11月、京橋の明治屋の裏、東京駅からも歩いて数分の場所であった。未だ現役的全日本チャンピオンとして渡英、勉強中の忙しい間を縫って、[風営法] で定められた営業許可を取得すべく準備に忙殺されていた。ビルの3階の賃貸契約を結んだ後、フロアーや音響施設、内装工事を監督しながら、半径100メートル以内にある病院、診療所を回り「設置承諾書」の印鑑を貰わなくてはならない。

場所柄、学校や大きな病院は無かったが、内科や歯科、耳鼻咽喉科、皮膚科などの診療所は数多く存在していたのである。幸い、判を押すのを面倒がったり、意地悪されることもなく、中には…、

「何でダンス教室が風営法なんですか？」と同情してくれたり…、

「しっかり頑張ってください」と励ましてくれる先生もいた。

その当時、現役選手としてNHKテレビで [私の秘密] [音楽は世界を巡る] など多くの番組に出演させて頂いたが、中でも [それは私です] という番組で踊った時のこと

は今でも忘れられない。

番組での最初のクイズは、4人の解答者の前で、私以外はダンスに関係のない人達、(八百屋のご主人やサラリーマンなど)全部で4名が燕尾服を着て座り、一人ずつ…、

「私がダンスの全日本チャンピオンです」と、そ知らぬ顔で言う。解答者は1人ずつに質問を浴びせ、誰が本物かを当てるという番組であった。質問には嘘をついてはならない、とされていた。その時、解答者が正解したかどうか今では覚えていない。

しかし、私たちがワルツを踊り終わった後の、その次の質問は今でもはっきりと覚えている。それは、[ダンス教室を監督している省庁は次の内どこでしょうか]という、ボードに書かれた4つの省庁の中から選ぶという[四択]の問題であった。

解答者は[文部省][通産省][厚生省]などと答え、ついに[警察庁]という正解を当てた方は一人もいなかった。それだけでなく、[警察庁]であるとの司会者の発表があったとき、全員から…、

「えー」「うそー!」という喚声が上がったのである。

私はその時、自分たちが考えていた以上に、回答者や一般の方のダンスに対する認識と理解が、警察庁の主張と乖離している事を知って嬉しかった。そして、何時の日か[ダンススクールを風営法から解放する運動]に取り組むことを心に誓ったのである。

その後、選手を引退し、後進の指導、連盟や協会の仕事に追われていた頃、私にとっては後になって考えると、改正に向けて良い経験と情報を手にすることになる。

昭和55年(1980年)4月、小沢辰男、大鷹淑子両代議士立会いの許、後藤田正晴自治大臣に、[ダンス・スクールを風俗営業取締法の適用除外とすることの早期実現を求める請願書]を持参して陳情を行ったのである。

ダンス業界から藤村耕作連盟会長、中原光夫教師協会会長、梶岡肇東部総局局長、そして[何故か私]の4名が出席した。

しかし、ここに出席できたことが、後の[風適法改正]に大きな助けとなるのは、その時思ってもいなかった。

席上、警察庁防犯課長 柳館 栄氏は「ダンス界は自浄作用が無い、自分たちで処分も出来ない。従って警察が監督する必要がある」として、次の反対理由を挙げた。

- ① ダンス界には全国組織が無い。
- ② 自主規制が出来ない。
- ③ ホールと教室を併用している所がある。
- ④ 教室内で飲食をさせている所がある。
- ⑤ 規制を受けているから問題が起きないが、外せば起きる危険性が高い。
- ⑥ ダンスは歡樂的な雰囲気があり、スポーツとは言えない。
- ⑦ 業界内でさえ、除外に対して反対する者が多い。

などであり、防犯課長の言う7つの反対理由を知ったことが、後年の法律改正に当って、対策を立てるのに重要な役割を持つことになる。

その時、「オリンピック参加に向けてジュニアの育成が重要であり、現在の風営法では、18歳未満の子供たちは教授所に立ち入ることさえ出来ない」と発言したところ、自治大臣は、柳館課長に対して「速やかに検討すること」を指示されたのである。

この4年後の新風適法制定により、18歳未満の子供たちも〔夜10時〕まではダンス教室に立ち入ることが出来ることとなった。

然し風適法は、「青少年の健全育成に障害を及ぼすおそれがある営業に一定の規制をかけるためにあり、これらの営業所に立ち入らせること等を規制する…」と、原則的に未成年者の立ち入りを禁じているのである。

それにも係わらず、子供たちの立ち入りを認めていることは、ダンス教室が風俗営業と関係ないことを証明しているのではないか、という我々の主張に有利に働くことになる。

警視庁に出頭した3日後の11月21日、私は久しぶりにゴルフに行った。スポニチ新聞社主催のダブルスのゴルフ大会である。2人1組となり、スコアの合計で競う競技であり、私は友人の田中 乙氏と出場し、予選会を通過しての決勝大会であった。田中氏のハンデは〔3〕、私は未だ〔6〕であった。

偶然にも、一緒に回った組は同じダンス界の石原市三氏と福岡三夫氏であった。ラウンドを終え、風呂場で石原氏に、…

「近いうちに逮捕されるかも、その時は差し入れをしてね…」

と冗談半分に話したところ、横で聞いていた田中氏が本気で心配してくれて、

「弟の甲に紹介するから…」

と言ってくれたのが、風適法改正への大きな進展の端緒となったのである。

翌日の朝早く、未だ寝ていた私の枕元の電話が鳴った。

「衆議院議員の田中甲ですが、兄から聞きました。少し内容を聞かせて下さい」

との事。私は余り期待していなかったのに、代議士から直接の電話を戴いたのであったから驚いた。電話では簡単に説明をして、後はファックスで警察庁へ送った上申書、その他関連する文書を送付し、読んで戴くことにした。

以下は、警視庁と田中甲衆議院議員に送った〔上申書〕の全文である。